

回 覧 平成29年3月15日(三股町)代表 ☎ 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|---------|-------|---|
| ① 募 集 | 1 | ◆平成29年度 公民館主催教室の受講生を募集します |
| | 2 | ◆初心者フラダンス教室の参加者を募集します
◆児童厚生員を募集します |
| | 3・4 | ◆農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します |
| | 5 | ◆「家内労働(内職)情報」をお知らせします |
| | 6 | ◆「第117回みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します
◆「宮崎県ふるさと就職説明会」が開催されます |
| ② 催 し | 7 | ◆町制70周年記念事業
「みまたんフォトコンテスト」を実施します |
| | 8 | ◆都城高専教養講座の受講生を募集します |
| ③ 講座・教室 | 9 | ◆町スクールバス「みまたん④学校バス」の運行が始まります
◆4月1日から都城市消費生活センターでも相談ができるようになります |
| | 10 | ◆町営住宅では動物の飼育を禁止しています |
| | 10 | ◆平成29年度保育料金が新しくなります |
| ④ お知らせ | 11 | ◆重度障害者を対象に「タクシー等利用券」を交付します
◆精神保健に関する相談を行っています |



- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------|-------|---|
| ⑧ 農林畜産業関連 | 12 | ◆「みまたんごま」を栽培してみませんか?
◆4月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
◆農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています |
| | 13 | ◆毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒」の日です
◆県内で高病原性鳥インフルエンザが発生しました |
| | 14 | ◆「人権相談」を実施します
◆「行政相談」を実施します |
| ⑨ 相 談 | 15 | ◆「無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています
◆弁護士による「無料法律相談」を実施します
◆町福祉・消費生活相談センターでは相談を受け付けています |
| | 16 | ◆広報みまた4月号は、回覧板4月15日号とともにお届けします |



① 募集

◆ 平成29年度 公民館主催教室の受講生を募集します

中央公民館や各地区分館などで、町教育委員会主催の生涯学習教室を開講します。

※教室は6月から開始します。

※受講生10人未満の教室は開講できません。

※教室によっては人数制限があります。

- 学習費 = 5,000円/年 (2時間/20回または1時間/40回)
- 学習費は、受講2回目までに中央公民館生涯学習係までお持ちください。
ただし、途中脱退しても学習費は返却できません。

※別途教材費などの個人負担があります。

中央公民館

書道入門教室

- ・ 毎月第2・4木曜 午前10時～正午
- ・ 講師：大西 麻美 先生



中央公民館

着付け教室

- ・ 毎月第1・3水曜 午後1時30分～3時30分
- ・ 講師：大久保 悦子 先生



中央公民館

茶道教室

- 立礼の点前もあります(毎回300円必要)。
- ・ 毎月第2・4水曜 午後1時30分～3時30分
 - ・ 講師：後藤田 規子 先生



中央公民館

ウクレレ教室

- ・ 毎月第2・4月曜 午後2時～4時
- ・ 講師：永田 年生 先生



中央公民館

韓国語教室

- 韓国語入門・韓国語初級
- ・ 毎月第2・4土曜 午後2時～4時
 - ・ 講師：金 泰潤 先生

中央公民館

歌声喫茶教室

- 唱歌・童謡や昭和歌謡などを楽しく歌いましょう
- ・ 毎月2・4金曜 午後2時～4時
 - ・ 講師：永野 朱美 先生



第1地区分館

いきいき元気アップ教室

- ゆっくりと体操をしましょう。
- ・ 毎月第2・4火曜 午後1時30分～3時30分
 - ・ 講師：山下 みづほ 先生



中央公民館

自己整体教室

- 肩凝り、腰痛などに効く整体をして元気な体にする。
- ・ 毎月第2・4木曜 午前10時～正午
 - ・ 講師：有馬 八重子 先生

第9地区分館

ココモ(運動器症候群)予防教室

- ストレッチボール使用(約2,000円)
- ・ 毎月第2・4火曜 午後7時30分～9時30分
 - ・ 講師：清水 日出男 先生

中央公民館

対象：6～12歳

英会話教室 基礎Ⅰ・Ⅱ

- アルファベットが書ける・英単語が分かるようになる・日常生活の基本会話が分かるようになる。
- ・ 毎週木曜
 - Ⅰ 午後5時～
 - Ⅱ 午後6時～
 - ・ 講師：濱田 裕子 先生



第8地区分館

キッズフラダンス教室

- 小学生以下が対象です。
- ・ 毎週土曜 午後3時30分～4時30分
 - ・ 講師：川崎 一枝 先生



■ 受講のお申し込みは、教育課 生涯学習係 (町中央公民館内) 窓口までお越しください。

申込期間：4月3日(月)～5月8日(月)

※お問い合わせは、教育課 生涯学習係 (町中央公民館内)

☎：52-9311 (直通) をお願いします。

◆ 初心者フラダンス教室の参加者を募集します

初心者を対象とした健康フラダンス教室を開講します。健康とスタイルが気になる人は、ぜひ参加してみませんか。参加を希望する人は、3月20日から随時受け付けますので気軽にお問い合わせください。

期 日	4月～平成30年3月 毎週火曜日 午後7時～9時
場 所	第8地区分館 ホール
主 催	NPO 法人みまたチャレンジ総合クラブ
講 師	西日本ハワイアン協会フラダンスインストラクター 川崎 一枝 さん
受講料	年会費 6,000円 (月額500円相当) 月謝 2,000円 障害保険料 (年間) 200円



※お申し込み・お問い合わせは、

NPO 法人みまたチャレンジ総合クラブ (町中央公民館内)

☎・ファクス：51-1235 をお願いします。

◆ 児童厚生員を募集します

町では、児童館・児童クラブで働く人を募集しています。

仕事内容は、昼間仕事などで保護者が家にいない小学校の児童に、放課後や土曜日、春・夏・冬休みなどの長期休業日に適切な遊びや交流の場を提供することです。

希望する人は履歴書を福祉課児童福祉係までご提出ください。

勤務時間	月曜日～金曜日	午後2時～6時 (小学校行事などで早出勤あり)
	土曜日・春休み・ 夏休み・冬休み	午前8時～午後6時 (早出・遅出あり、休憩1時間)
休日	週休2日 (日曜日および交代で1日) 祝日・盆 (8月13～15日)・12月29日～1月3日	
給与	年間100万円程度 (社会保険なし)	
募集人員	数人	

■勤務地

町内の児童館・児童クラブ

※児童館・児童クラブ内での異動があります。

■応募条件

①子どもの指導ができる人。

②年齢は問いませんが、子どもと一緒に遊ぶ体力がある人。

※資格の有無は問いませんが、保育士または教諭の資格がある人、経験者を優先します。

■勤務開始

4月1日 (土) から

※お申し込み・お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係 (1階 ⑥番窓口)

☎：52-9060 (直通) をお願いします。



◆ 農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します

「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員会委員の選出方法が選挙制から公募制に変わりました。

また、農地利用最適化推進委員が新設されましたので、農業委員および農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

【農業委員を募集します】

農業委員

■主な職務内容

1. 農業委員の会議に出席し、農地の権利移動などの申請の許可について審議する。
2. 農地利用最適化推進委員と連携し、遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地集積の推進、新規就農の支援をするための活動、指針の作成など。

■募集人数・・・6人

■対象者・・・

農業に関する知識があり、農業委員会の職務を適切に行うことができる人。

■任期・・・7月20日から平成32年7月19日（3年間）

■応募資格・・・

次のいずれかに該当する人は応募できません。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
2. 禁固以上の刑に処され、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
3. 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人

■報酬・・・

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく金額

■選任の方法・・・

応募者を選考委員会で選考のうえ、議会の同意を得て、町長が任命し

ます。ただし、法律の規定などで、選考にあたっては次のような条件があります。

- ・認定農業者（3月末時点）が委員の過半数を占めていること。
- ・農業委員会の所掌する事項について利害の無い人を含むこと。（中立委員）

また、選考にあたっては、次のような条件に配慮します。

- ・性別に偏りがないように配慮します。
- ・青年就農者を含め、世代構成に配慮します。
- ・町内の地域特性を考慮し区域に偏りがないように配慮します。

■その他・・・

農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦または応募することができますが、両委員を兼ねることはできません。

■受付期間・・・

3月13日（月）～4月14日（金）期間厳守
午前9時～午後4時まで（平日のみ）

※応募状況は、受付期間の中間と終了後に町公式サイトで公表します。

■提出方法・・・

産業振興課（役場3階）へ委員候補者本人が直接お持ちください。

- ・記載内容は、本人に確認させていただきます。
- ・提出された関係書類は返却できません。

■応募用紙・・・

産業振興課（役場3階）で受付期間に配布します。

■その他・・・

- ・必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります。
- ・申込書に記載された内容の確認のため、必要に応じて本人または関係機関に対して照会を行うことがあります。

※お問い合わせは、産業振興課（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9087（直通）にお願いします。



【農地利用最適化推進委員を募集します】

農地利用最適化推進委員

■主な職務内容

1. 遊休農地の発生防止・解消に向けたパトロールや、農地所有者への働きかけ。
2. 担い手の農地集積を推進するため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動。
3. 推進委員として農業委員の会議への意見提出など。

■募集人数・・・

ブロック名	区 域	推進委員 定数
第1ブロック	山王原・仲町・東原・稗田・東植木 西植木・上新・下新・今市・花見原・中原	2人
第2ブロック	上米・中米・櫟田・谷・小鷺巣・寺柱 大鷺巣・高畑	4人
第3ブロック	梶山・田上・轟木・仮屋・大野・大八重	2人
第4ブロック	勝岡・前目・餅原・蓼池・三原	2人

■対象者・・・

農地などの利用の最適化の推進に熱意と知識がある人で、担当する地区内で、農地などの利用の最適化の推進のための活動、その他の農業委員会が実施する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人。

■任 期・・・7月20日～平成32年7月19日（3年間）

■応募資格・・・

次のいずれかに該当する人は応募できません。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
2. 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
3. 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人

■報 酬・・・

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく金額

■選任の方法・・・

応募者を選考委員会で選考のうえ、農業委員会が委嘱します。

■そ の 他・・・

農地利用最適化推進委員と農業委員の両方に推薦または応募することができますが、両委員を兼ねることはできません。

■受付期間・・・

3月13日（月）～4月14日（金）期間厳守
午前9時～午後4時（平日のみ）

※応募状況は、受付期間の中間と終了後に町公式サイトで公表します。

■提出方法・・・

産業振興課（役場3階）へ応募者本人がお持ちください。

- ・記載内容は、本人に確認させていただきます。
- ・提出された関係書類は返却できません。

■応募用紙・・・

産業振興課（役場3階）で受付期間に配布します。

■そ の 他・・・

- ・必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります。
- ・申込書に記載された内容の確認のため、必要に応じて本人または関係機関に対して照会を行うことがあります。

※お問い合わせは、

産業振興課（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9087（直通）にお願いします。



募集中

◆ 「家内労働（内職）情報」をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

さまざまな仕事の情報を提供していますので、ぜひご利用ください。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（希望する家内労働の募集が終了している場合もあります）。

電話での相談も受け付けています。気軽にお問い合わせください。

◎事業所の皆さんへ

家内労働に適したお仕事はありませんか？

★データ文字入力・部品組み立て・刺しゅう・編み物などの経験者、ワープロ・エクセル・ワードなどの資格を持った人も登録しています。

★ボタン付け・糸切り・ラベル貼り・宛名書き・アクセサリ作り・データ入力・箱組み立て・部品組み立てなどの内職や短期間の内職も受け付けています。ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。

【仕事の内容など】

※3月1日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ（検査、組み立て他）	三股町、都城市	作業内容による
学生服まとめ（まつり縫い、スナップ付け他）	三股町、都城市、財部町、末吉町	30円～50円/着
縫製後の糸切りまとめ作業（ループ、まつり縫い、ボタン付け、肩パット付け）	三股町、都城市とその近辺	4円～ (宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる)
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその近辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 4円～20円/本
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	2万円～ 4万5千円/反
学生服ミシン縫製	三股町、都城市、財部町、末吉町	30円～140円/着

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

■相談日：月曜日～金曜日（祝日を除く）

■相談時間：午前9時～午後5時

※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター（都城総合庁舎1階 都城市税・総務事務所内）

☎・ファクス：25-0300 にお願ひします。

☆詳しくは県の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索



② 催し

◆「第117回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	3月26日（日） 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 （JR三股駅東隣）

今回の朝市は、大人も子どもも楽しめるイベントを企画中！

毎回、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品がたくさん販売されます。

さらには、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。

毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します

買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。

●お楽しみ抽選会は午前10時ごろから開催します

上記のポイント引換所で、抽選券をもらうことができます。

抽選券は1人につき1枚までです。

※雨の場合、抽選会を行わない場合があります。ご了承ください。

●イベント企画中！

皆さんに楽しんでいただけるイベントを企画中です！

詳細は、チラシまたは、「よかもんや」までご確認・お問い合わせください。

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。

※新規出店者（出店料500円）も募集しています。

※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は町物産館「よかもんや」へ

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」

☎：52-3131 にお願ひします。



◆「宮崎県ふるさと就職説明会」が開催されます

県では、人材を求める県内企業とUIターン就職希望者、大学など新規卒業予定者の出会いの場として、宮崎労働局との共催により、県外3会場で「宮崎県ふるさと就職説明会」を開催します。

県外に家族がいる人は、ぜひこの機会をご利用ください。

■会場

大阪	4月9日（日）	大阪駅前第3ビル17階（大阪市北区梅田）
福岡	4月23日（日）	天神ビル11階（福岡市中央区）
東京	4月30日（日）	TKP ガーデンシティ渋谷4階（東京都渋谷区）

■開催時間（全会場共通）

午後1時～4時（受付：正午～）

■対象者

- ①UIターン就職希望の一般求職者
- ②平成30年3月大学等卒業予定者（企業概要の説明のみ）
ただし、高校卒業予定者は除きます。

■参加企業

県内に事業所などがあり、県内で就職する人材を募集する延べ110社の企業。

※参加企業は、県庁公式サイトをご覧ください。（3月3日公開予定）

■参加手続

参加費無料。事前手続きなどは不要です。

■内容

- ・企業との個別面談会
- ・各種相談コーナー（人材バンク、ハローワークほか）

※お問い合わせは、県雇用労働政策課

☎：0985-26-7105

詳しくは、県庁公式サイトをご覧ください。

「宮崎県就職説明会」

検索



◆ 町制70周年記念事業 「みまたんフォトコンテスト」を実施します

町は、平成30年5月3日に町制施行70周年を迎えます。そこで「三股らしさ」をテーマに4月から毎月フォトコンテストを行い、入賞作品を使って記念のカレンダーを制作したいと考えています。皆さんの応募をお待ちしています。

- テーマ 「三股らしさ」
人、風景、文化などを表現した写真とします。
- サイズ 横向きで、400万画素以上2メガバイト程度のデジタル作品とします。
- 応募作品 自作品で未発表のものに限ります。(応募月に町内で撮影したもの)
- 応募期間 毎月1日～月末
- 審査方法 事前審査を通過した作品を、総合文化施設や役場に展示し、皆さんの投票で決定します。
- 記念品 4月から月間賞として、入賞作品を毎月1点選出し、1万円相当の記念品を贈呈します。
- 応募方法 ①1人何点でも応募できます。
②応募票に必要事項を記入のうえ、デジタル作品が保存されたものを郵送、または電子メールでご応募ください。
※応募票は、町公式サイト
(<http://www.town.mimata.lg.jp/>) でダウンロードするか、直接担当窓口にお越しください。

○使用権・掲載など

- ①応募作品の著作権・使用権は、全て町に帰属します。
- ②応募作品は、町が作成・運営する各種媒体（印刷物、WEBページなど）に掲載するほか、町が認めた媒体への掲載などにも使用できるものとします。

○注意事項

- ①作品に加工を施している場合は、加工した内容を応募票に詳しく記入してください。
- ②被写体が人物などの場合、その肖像権については、応募者の責任において承諾を得たものとし、万一、第三者と紛争が生じた場合には、応募者自身の責任において解決してください。

○作品の返却

応募作品は、原則として返却できません。



※応募先・お問い合わせは、

〒889-1995 三股町五本松1番地1

三股町役場 企画政策課 地域政策係

☎：52-1114 ファクス：52-4944

E-mail：kikaku-k@town.mimata.miyazaki.jp

をお願いします。

③ 講座・教室

◆ 都城高専教養講座の受講生を募集します

①「海外旅行で役立つ英会話（ツアー編）」

20歳以上を対象に、海外旅行をより一層楽しむために、ツアー旅行中に遭遇するさまざまな場面（飛行機内、ホテル、レストラン、ショッピングなど）で必要な英語表現の練習を録音教材などを交えながら「聴くこと」「話すこと」の活動を中心に行います。奮ってご参加ください。

***開催日時・内容** 5月29日（月）～6月7日（水）

月・水・金 全5回予定 午後7時～9時
※日程は都合により変更することがあります。

***募集人員** 20人（先着順）

***場 所** 都城高専図書館1階 LL教室

***申込期間** 4月3日（月）～5月8日（月）必着

※申し込み開始日以前の申し込みは無効となりますのでご注意ください。

***講習料** 無料 ※資料代など500円が必要です。（開講日に集めます）

②「源氏物語と、関連する漢文を読む（通年講座）」

***講座内容** 文法（高校程度）や出典の解説を行いつつ、時間をかけて、源氏物語の本文を少しずつ読み進めていくとともに、本年度は、関連する漢文にも話を広げてみます。平安文化、日本語への教養を深めてみませんか？

***開催日時・内容** 5月25日（木）～11月30日（木）

全10回予定 午後6時30分～8時 ※8月、9月は休講します。
また、日程は都合により変更することがあります。

***対象者** 三股・都城地域住民（一般成人、初心者向け）

***募集人員** 25人（先着順）

***場 所** 都城高専 専攻科研究棟4階 情報処理演習室

***申込期間** 3月31日（金）～4月28日（金）必着

※申し込み開始日以前の申し込みは無効となりますのでご注意ください。

***講習料** 無料 ※資料代など800円が必要です。（開講日に集めます）

③「短編小説の散歩道」

高校生以上を対象に、世界の短編文学作品を学び、面白さや時代背景、作者にまつわるエピソードなどを紹介します。

***開催日時・内容** 5月17日（水）～9月13日（水）

全9回予定 午後7時～8時 ※夏休み期間中は休講します。
また、日程は都合により変更することがあります。

***募集人員** 20人（先着順）

***場 所** 都城高専 専攻科研究棟4階 情報処理演習室

***申込期間** 3月31日（金）～4月28日（金）必着

※申し込み開始日以前の申し込みは無効となりますのでご注意ください。

***講習料** 無料 ※資料代など500円が必要です。（開講日に集めます。）

【① ② ③共通申し込み手続き】

指定の教養講座申込書に記入し、ファクスでお申し込みください。はがき、メールの場合は次の記載事項を記入し、お申し込みください。

※原則、電話でのお申し込みはできませんのでご了承ください。

■記載事項

①講座名 ②氏名（ふりがな）③性別 ④年齢 ⑤自宅の郵便番号・住所
⑥自宅の電話番号または連絡先（日中連絡が取れる番号）

○メールで申し込む場合、数日たっても受付の連絡がなければ不着の可能性があるので、お手数ですが電話で確認をお願いします。

○先着順のため定員に達し次第締め切らせていただきますが、受講希望者が少ない場合は開講しない場合があります。その場合は、はがきで連絡します。

○講座開講日1週間前までに受講決定者へ「受講決定通知書」を送付します。受講の可否について早めに確認したい人は、お手数ですが、次の問い合わせ先まで連絡をお願いします。

○開催中、本校教職員が記録写真を撮影することがあります。写真は講座終了後、本校ホームページや各種広報などで利用することがありますので、あらかじめご了承ください。

○申し込み時の情報は、本講座に関する業務以外には利用しません。

※お申し込み・お問い合わせは、都城高専 総務課企画係（受付時間8:30～17:00）

〒885-8567 都城市吉尾町473番地の1

☎：47-1306（原則、電話でのお申し込みはできません）

ファクス：38-1508

Eメール：kikaku@jim.miyakonojo-nct.ac.jp

募集案内・受講申込書は学校ホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.miyakonojo-nct.ac.jp/~techcen/index.html>



④ お知らせ

◆ 町スクールバス「みまた㊦学校バス」の運行が始まります

4月から、町のスクールバス「みまた㊦学校バス」の運行が始まります。このバスは、三股西小学校区または三股小学校区に住所のある児童が小規模特認校制度を利用して梶山小学校や長田小学校に通学する場合にのみ利用できます。

4月から運行が始まりますが、当分の間（7～8月まで）町のマイクロバスを利用して運行します。なお、スクールバスには「みまた㊦学校バス」のステッカーが貼られています。スクールバスをくいまーると間違えて乗車されないようにお願いします。

平成29年度の主な乗車地は、おおよそ次のとおりです。

【登校便】

西部地区体育館（午前7時19分ごろ）⇒ 西植木コミュニティーセンター
⇒ 今市児童館前 ⇒ 町役場 ⇒ 梶山小学校前 ⇒ 長田小学校

【下校便】

長田小学校（午後5時20分ごろ）⇒ 梶山小学校前 ⇒ 町役場 ⇒
今市児童館前 ⇒ 西植木コミュニティーセンター ⇒ 西部地区体育館

*バスに貼られているステッカー

みまた ㊦ 学校バス

※お問い合わせは、

教育課 学校教育係（町中央公民館内）

☎：52-9314（直通）をお願いします。



◆ 4月1日から都城市消費生活センターでも相談ができるようになります

町福祉・消費生活相談センターでは消費生活のトラブルの相談を受け付けていますが、4月1日から町内に住む人でも都城市消費生活センターを利用することができるようになりますのでお困りのことがありましたらご利用ください。同様に都城市に住む人も町福祉・消費生活相談センターを利用することができるようになります。

相談内容	・借金（多重債務）や訪問販売 ・商品やサービスの契約解除 ・架空請求詐欺 ・インターネットでの消費者取引など消費生活のトラブル
相談日	月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
時間	午前9時～午後4時



※お問い合わせは、

町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999

都城市消費生活センター（都城市役所本館2階）☎：23-7154

をお願いします。

⑤ 保健と福祉（子ども）

◆ 町営住宅では動物の飼育を禁止しています

町営住宅、共同施設およびその敷地内で、ペット類を飼育したり、一時的に預かったりするなど、動物を施設に持ち込むことはできません。

鳴き声、匂いやふんなどで他人に迷惑を掛けることもあります。

飼育していることが分かった場合は、部屋の明け渡しを求めることもあります。

共同生活ですので、お互いがマナーを守り、住みやすい環境を保っていきましょう。皆様のご協力をお願いします。

◎その他禁止事項

- ・近隣住民の迷惑となる集会
- ・建物や敷地内での営業行為
- ・車などのエンジンをかけたままにすること
- ・花火などの火気を使用すること



《根拠法令》

三股町営住宅管理条例施行規則

（禁止行為）

第18条 条例第23条の規定による禁止行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町営住宅、共同施設及びその敷地内で家畜、ペット類等の動物を飼育すること。
- (2) 町営住宅を他人の迷惑となるような集会に使用すること。
- (3) 町営住宅内で営業をすること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、社会通念上適当でないと認められる行為。

※お問い合わせは、

都市整備課 建築係（2階 ⑨番窓口）

☎：52—9066（直通）をお願いします。



◆ 平成29年度保育料金が新しくなります

平成29年度予算案に基づき、国が定める保育料の上限額が下がります。

これに伴い、本町でも、保育料と階層区分の一部も変更になります。

新しい料金表は、児童福祉係の窓口、町公式サイト、または各施設で確認できます。



◎ 保育料って、どうやって決まるの？

保育料は通常、両親（ひとり親世帯の場合は、父または母）の市町村民税課税額の合計で決まります。このとき家計の主宰者は、父または母になります。※家計の主宰者とは、一家の大黒柱と思うと分かりやすいです。

ただし、父母以外が家計の主宰者と認められるときは、父母に加えて家計の主宰者の市町村民税課税額も含めて算定します。例えば、祖父母と同居している場合などです。そのため、一部の世帯では、平成28年度と比べて、保育料が高くなる場合がありますので、あらかじめご理解ください。



※お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52—9060（直通）をお願いします。

⑥ 保健と福祉（一般）

◆ 重度障害者を対象に「タクシー等利用券」を交付します ～町重度障害者タクシー等利用料金助成事業～

町では、心身に重度の障害がある人に、「タクシー等利用券」を交付します。助成対象は初乗り運賃のみです。申請月から年度末まで1カ月当たり2枚の割合で交付します（最大24枚。）

該当となる人は、印かんと各障害者手帳をお持ちのうえ、以下の受付開始日以降に、町福祉課までお越しください。

記

○対象者

- ・ **身体障害者**：身体障害者手帳1級の交付を受けている人
（視覚障害者は、手帳等級2級以上の人）
- ・ **知的障害者**：療育手帳Aの交付を受けている人
- ・ **精神障害者**：精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

○申請受付開始日

3月21日（火）～

○持参するもの

印かん（認め印可）と各障害者手帳



※お問い合わせは、

福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9061（直通）をお願いします。

◆ 精神保健に関する相談を行っています



県では、さまざまな精神保健に関する相談を行っています。一人で悩まないで、誰かに話してみませんか。

県精神保健福祉センター	精神科医による診療相談	予約受付電話	0985-27-5663
	ストレス専門診療相談	毎月第2・4月曜日 第3木曜日	午後2時～4時（要予約）
		メンタルヘルスに関することやストレス、うつ病などで悩む本人や家族などの個別相談に精神科医が応じます。	
	一般診療相談	毎月第1・3水曜日	午後2時～4時（要予約）
		精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般について精神科医が相談に応じます。	
	薬物関連診療相談	毎月第1木曜日 第3月曜日	午後2時～4時（要予約）
薬物やアルコール、ギャンブルなどの問題に悩む本人や家族などの個別相談に専門の精神科医が応じます。			
思春期精神保健診療相談	毎月2回（不定期）	午後2時～4時（要予約）	
	思春期の精神的な不調に悩む本人や家族などの個別相談に専門の精神科医が応じます。		
電話相談	こころの電話	相談専用電話	0985-32-5566
	月～金曜日 午前9時～午後7時		
	特定の相談に限定することなく、さまざまな悩みを幅広くお受けします。今のつらい気持ちをただ聴いてもらいたい人も気軽にお電話ください。		
相談窓口情報サイト	宮崎こころ青Tネット	アドレス http://www.m-aot.net	
		さまざまな悩みや心配事、心の病気などを抱えている人のために、相談窓口情報や生きがいづくりの場などを案内する宮崎県民向け情報サイトです。	
	宮崎こころの保健室	アドレス http://www.miyakoro.com	
		若者向け「こころの健康応援」特設サイト。思春期によく見られる心の不調に関する情報、ストレス対処法のチェックリストやメール相談の窓口もあります。	

※お問い合わせは、県精神保健福祉センター（県総合保健センター 4階）

☎：0985-27-5663、ファクス：0985-27-5276

をお願いします。

⑧ 農林畜産業関連

◆ 「みまた[㊤]ごま」を栽培してみませんか？

みまた[㊤]ごまプロジェクト（※）では、町産ごまを新たな特産品にするため“三股町から全国へ。ごまの町、三股”を合言葉に、平成24年度から「みまた[㊤]ごま」のブランド名で、商品開発や販路拡大に取り組んでおり、現在では県外に顧客も増えてきました。

また、町内にはごまの生産者で作る団体「霧島会」があり、現在町外者も含め42人の会員で、栽培に関する勉強会や栽培用農機具の無償貸与などが行われています。

ごまは、農薬や化学肥料を使わなくても栽培が可能で、鳥獣被害も少なく、低コストで軽量の作物ですので、農業初心者や高齢者に栽培をお勧めできる作物です。

種子は、5月上旬から町物産館「よかもんや」で販売します。

また、栽培条件を満たしたごまは、霧島会での買い取りもできますので気軽にお問い合わせください。

（※）みまた[㊤]ごまプロジェクト

商工会が中心となり、町内の商工業者、生産者、行政などでごまを新たな特産品にするため企画実行しているプロジェクトです。



みまた[㊤]ごま

※お問い合わせは、

●みまた[㊤]ごまプロジェクト実行委員会
事務局：町商工会内 ☎：52-2226

●ごまの栽培条件などの詳細は、
霧島会 会長 佐澤隆一 ☎：090-2629-4772
にお願いします。

◆ 4月の農業用廃プラスチック処理業務内容をお知らせします

使用済みプラスチックは、排出業者（農業者）の責任で、適正に処理することが義務付けられています。

☆4月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	4月5日（第1水曜日）・4月19日（第3水曜日） 《午後1時30分～3時30分》 ★雨天時は中止になる場合があります。 ★上記日時以外は受け入れできません。ご注意ください。
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 種類別・色別に分別 して20kg程度にひもなどで縛って搬入してください。
処理料金	塩化ビニル・・・1kg当たり 6円 ポリ系・・・1kg当たり 23円 硬質プラスチック類・・・1kg当たり 41円
注意事項	★処理料金は 現金支払い です。 ★ 印かん （認め印可）をお持ちください。



◆ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています

農家の皆さんへ

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃プラスチック類（ビニールなど）の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、**累積したポイント数**に応じて「三股町商工会オリジナル商品券」に交換します。

農業用廃棄ビニールなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。適正処理への認識を高めていただくとともに、この事業に積極的にご参加ください。

◎事業の対象者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ①農業を営み、町内に居住していること。
- ②処理日、場所や分別などを守ること。

※お問い合わせは、産業振興課 農業振興係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9086（直通）にお願いします。

◆ 畜産農家の皆さんへ



毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

海外では口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生事例が引き続き報告されています。伝染病に対する防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、付着したウイルスの侵入を防ぎましょう。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

※お問い合わせは、産業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9088（直通）をお願いします。

屋外で鳥を飼育している人へ

◆ 県内で高病原性鳥インフルエンザが発生しました



県内で高病原性鳥インフルエンザが発生しています。
また、鹿児島県の野鳥からも同様にウイルスが確認されています。
この病気が蔓延すると畜産業の深刻な被害となります。愛玩鶏で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合も殺処分や周辺地域の移動制限などの防疫措置がとられます。病気の発生を防止するため、次のことに十分気を付けましょう。

◎餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう！

- ・餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。
- ・野鳥の嫌いな光を反射するコンパクトディスク（CD）などを飼育小屋の周りに付ける。
- ・飼育小屋の金網などの隙間や破れを防ぐ。

◎飼育小屋に出入りする時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう！

◎湖や池などでの放し飼いはやめましょう！

◎鳥の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう！



※消毒薬が必要な人には、町役場で配布を行っています。

お願い

- 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。（鳥を捨てる【放置する】と、法律により罰せられる場合があります）
- 続けて死亡した、首が曲がってきたなど、鳥に異常があるときは、以下の対応をお願いします。
 - ①すぐに家畜保健衛生所に連絡する。
 - ②飼育小屋から鳥・卵などを出さない。
- 死亡した野鳥を発見した場合は、北諸県農林振興局まで連絡してください。
- 鶏、ウズラ、アヒル、キジ、ダチョウ、ホロホロ鳥、七面鳥を飼育している人は、産業振興課 畜産係までお知らせください。

※お問い合わせは、

産業振興課 畜産係 ☎：52-9088（直通）

都城家畜保健衛生所 ☎：62-5151

北諸県農林振興局 ☎：23-4523 をお願いします。

⑨ 相談

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。気軽にご相談ください。

※予約は不要です。なお相談は無料です。

■特設人権相談

期 日	4月5日（水）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	今村理絵、大隣雅春 <u>※相談員は、変更になる場合があります</u>

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 （都城合同庁舎5階相談室）
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

- ・特設人権相談： 総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）
☎：52-1112（直通）
- ・常設人権相談： 宮崎地方法務局都城支局
☎：22-0490 にお願ひします。



◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いたうえで、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあつせんを行っています。また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか。相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守ります。

「行政相談」を次のとおり実施しますので、気軽にご相談ください。

期 日	4月3日（月）、4月17日（月）
時 間	午前10時～正午
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
相 談 委 員	大村田三吉、久寿米木和明

※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

☎：52-1112（直通）にお願ひします。



◆ 「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	4月18日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめ事など、法律上のさまざまな相談・悩み事に対して、司法書士が適切に回答します。
申し込み方法	相談は予約制です。人数に制限がありますので、相談希望者は早めに電話で申し込むか、直接来館してお申し込みください。秘密は固く守られます。

※お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 にお申し込みします。

◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上の問題、結婚・離婚・金融上のもめ事や介護など、あらゆる相談を受け付けます。
また電話での相談も行います。

- 相談日： 毎週月曜日・水曜日・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 にお申し込みします。



◆ 弁護士による「無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは次の日程で弁護士による無料法律相談を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	(三股町) 4月13日(木) (都城市) 4月21日(金)
時 間	(三股町) 午後1時30分～4時30分 (都城市) 午後1時～午後4時
場 所	(三股町) 町福祉・消費生活相談センター (都城市) 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。個人の秘密は固く守られます。
申込方法	事前の予約が必要です。 ※申し込み多数の場合は受け付けられないことがありますので早めにお申し込みください。



※お申し込み・お問い合わせは
町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999
都城市消費生活センター ☎：23-7154
にお申し込みします。

◆ 町福祉・消費生活相談センターでは相談を受け付けています

町福祉・消費生活相談センターでは消費生活のトラブルなど、さまざまな相談を受け付けています。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

■相談内容

<こころの相談>

- ・こころや体の悩み
- ・人間関係の悩み（職場・学校・家庭など）

<消費の相談>

- ・借金（多重債務）や訪問販売
- ・商品やサービスの契約解除
- ・架空請求詐欺
- ・インターネットでの消費者取引



■相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

時 間：午前9時～正午 午後1時～4時



※お問い合わせは、

町福祉・消費生活相談センター

☎：52-0999 にお願ひします。

⑩ その他

◆ 広報みまた4月号は、 回覧板4月15日号とともにお届けします



支部長の改選などに伴う事務引き継ぎで、混乱が予想されますので、「広報みまた4月号」と「回覧4月15日号」のお届けを、次のとおり変更します。

- ①「広報みまた4月号」は4月15日に発行します。
- ②「回覧4月1日号」の発行はありません。4月の発行は15日の1回のみとなります。
- ③支部長宅への発送は「4月13（木）～14日（金）前後」を予定しています。

※お問い合わせは、企画政策課 地域政策係（2階 ⑦番窓口）

☎：52-1114（直通）にお願ひします。

次回は
4月15日号です！

